

平成 26 年 3 月 18 日

各 位

本社所在地東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号会社名健康コーポレーション株式会社代表者代表取締役社長瀬戸健コード番号2928札幌証券取引所アンビシャス問合せ先取締役香西哲雄

電話番号 03-5337-1337

URL http://www.kenkoucorp.co.jp/

本社所在地 東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号

会社名株式会社アスティ

 代表者
 代表取締役社長
 瀬 戸
 健

 問合せ先
 取 締 役
 加 藤 健 生

電話番号 03-5348-7361

URL http://www.asty-inc.co.jp/

子会社による株式会社イデアインターナショナル株券に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

健康コーポレーション株式会社(以下「健康コーポレーション」といいます。)の完全子会社である株式会社アスティ(以下「当社」または「公開買付者」といいます。)は、平成26年2月14日開催の取締役会において、株式会社イデアインターナショナル(東京証券取引所JASDAQグロース市場、コード:3140、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、平成26年2月17日から本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成26年3月17日をもって終了いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

記

- 1. 本公開買付けの概要
 - (1)本公開買付者の名称及び所在地 株式会社アスティ 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
 - (2)対象者の名称 株式会社イデアインターナショナル
 - (3) 買付け等に係る株券等の種類 普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
146, 500 株	146, 500 株	—株

- (注1) 応募株券等の合計が買付予定数の下限 (146,500 株) に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (146,500 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注 4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、本公開買付けにより取得する対象者株式の最大数は、対象者が平成 26 年 2 月 14 日に提出した第 19 期第 2 四半期報告書に記載された平成 26 年 2 月 14 日現在の発行済株式総数(2,737,000 株)から、健康コーポレーションが所有する対象者株式数(1,946,000 株)及び上記四半期報告書に記載された平成 25 年 12 月 31 日現在の対象者が保有する自己株式数(48,600 株)を控除した株式数(742,400 株)となります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成26年2月17日(月曜日)から平成26年3月17日(月曜日)まで(21営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 26 年 3 月 31 日 (月曜日)までとなりますが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式

1株につき、金372円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(146,500 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の株の合計(146,500 株)が買付予定数の下限(146,500 株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、平成26年3月18日に株式会社東京証券取引所兜倶楽部において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	146,500(株)	146,500(株)
新株予約権証券	_	
新株予約権付社債	_	_
株券等信託受益証券 ()	_	_
株券等預託証券 ()	_	_
승카	146,500(株)	146, 500 (株)
(潜在株券等の数の合計)	_	_

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者 の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者	10.460 伊	(買付け等前における株券所有割合
の所有株券等に係る議決権の数	19,460 個	72. 39%)
買付け等後における公開買付者	1 465 年	(買付け等後における株券所有割合 5.45%)
の所有株券等に係る議決権の数	1,400 但	(買付け等後における株券所有割合 5.45%)
買付け等後における特別関係者	19, 460 個	(買付け等後における株券所有割合
の所有株券等に係る議決権の数	19,400 但	72. 39%)
対象者の総株主等の議決権の数	26,881 個	

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)」及び「買付け等後における 特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)」は、特別関係者が保有する株券等に係る議決権の 数の合計を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)」は、対象者の第19期第2四半期報告書に記載の平成25年12月31日現在の対象者の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)として記載している21,991個に、対象者が平成25年11月14に公表した「日本リレント化粧品株式会社の吸収合併に関するお知らせ」のとおり、健康コーポレーションの完全子会社である日本リレント化粧品株式会社の対象者による吸収合併により平成26年2月1日付けで新たに発行された対象者株式数(489,000株)に係る議決権の数4,890個を加算した数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成26年2月14現在の対象者株式の発行済普通株式数(2,737,000株)から対象者の上記四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在の対象者が保有する自己株式数(48,600株)を控除した株式数(2,688,400株)に係る議決権の数26,884個を分母として計算しております。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算 該当事項はありません。

(6) 決済の方法

①買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地 藍澤證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 20 番 3 号

②決済の開始日

平成26年3月24日(月曜日)

(注) 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成 26 年 4 月 4 日 (金曜日)となりますが、該当事項はありませんでした。

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付後の方針等につきましては、健康コーポレーション及び当社が平成26年2月14日付で公表した「子会社による株式会社イデアインターナショナル株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容から変更はございません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社アスティ 株式会社東京証券取引所 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上